

# 平成24年度 三郷市環境審議会

---

## 第2回 会議録

三郷市 環境経済部 クリーンライフ課

平成25年1月18日（金）午後1時から2時30分

三郷市役所 全員協議会室（6階）

## 委員の出席状況

※網掛けは欠席者

NO	職名等	所属名又は職種	氏名
1	学識経験を有する者	三郷吉川松伏地区獣医師会長	さとう つよし 佐藤 剛
2	〃	東京大学大学院教授	ほりた まさひで 堀田 昌英
3	〃	日本工業大学准教授	いいくら みちお 飯倉 道雄
4	商工団体に属する者	三郷市商工会	いしかわ こういち 石川 孝一
5	〃	三郷ライオンズクラブ	すがの ふみお 菅野 文夫
6	〃	三郷市環境保全協力会	おおた よしこ 太田 美子
7	農業団体に属する者	さいかつ農業協同組合理事	なりかわ ひろし 成川 弘
8	〃	三郷市農業委員会	やぐち いさお 谷口 勲
9	市民	三郷の川をきれいにする会	すずき こずえ 鈴木 こずえ
10	〃	高州・東町地区町会長連合会	つるおか かつよし 鶴岡 勝義
11	〃	一般公募	えのもと さだお 榎本 貞夫
12	〃	一般公募	たぐち のぼる 田口 登
13	関係行政機関の職員	埼玉県越谷環境管理事務所長	のなか かつひこ 野中 克彦
14	〃	埼玉県草加保健所副所長	ふじい としお 藤井 敏雄
15	〃	埼玉県吉川警察署生活安全課長	さいとう たかお 齊藤 孝男

## 【事務局】

大久保環境経済部長、村上環境経済部理事兼副部長、佐々木クリーンライフ課長、杉橋課長補佐、大橋環境政策室長、矢口環境保全係長、野村環境政策室主任、奥村環境政策室主事

## 【会議録の作成方法】

録音機器から作成した要点記録

## 【傍聴者の数】

1人

## 1. 開 会

---

事務局 開会宣言 13時開会

## 2. あいさつ 会長／事務局(部長)

---

佐藤会長 あいさつ

大久保部長 あいさつ

## 3. 資料の確認

---

事務局 それでは、次第に基づきまして審議会を進めてまいりたいと思います。  
審議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。事務局大橋からご説明いたします。

～資料の確認～

事務局 審議に入ります前に、議題（3）三郷市環境基本計画後期計画（案）及び、  
議題（4）三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましては、昨年9月27日開催の平成24年度第1回三郷市環境審議会において、諮問させていただいておりますとともに、11月26日から12月25日の期間において、パブリックコメント手続きを実施させていただいております。

本日は、これまでに提出されましたご意見を集約し、整理をしてまいりましたので、2件の諮問議題をご審議の上、答申いただければと考えております。

なお、更に審議が必要な場合は、2月中旬に第3回目の審議会を開催する予定でございます。

## 4. 審 議

---

事務局 それではこれから議題に基づき、審議をお願いいたします。

本日の審議内容は発言者名、発言内容とともに、会議録として作成され、市政情報コーナーやホームページ等で公開いたしますので、委員各位のご理解とご了承をお願いいたします。

なお、審議事項に個人が特定できる場合などは、表現に工夫をする場合があることをお断りいたします。

また、三郷市環境基本条例第32条に基づきまして、当審議会の議長を会長が務めることとなっておりますので、佐藤会長よろしく申し上げます。

佐藤会長 それでは、議事を進行いたします。審議会の議事に入る前に、委員の出席状況につきまして事務局から報告を求めます。

事務局 ご報告申し上げます。

本日の出席状況は、委員15名中、13名が出席しております。  
従いまして、三郷市環境基本条例第32条第3項の規定による定数に達しておりますことをご報告いたします。

**佐藤会長** ただいまの事務局からの報告のとおり、本日の審議会は成立いたしております。

次に、会議録の署名委員につきまして、私から指名させていただきたいと思っております。太田委員と菅野委員にお願いしたいと思います。

続きまして、審議会は会議の公開を行うこととなっておりますので、傍聴者の申し込み状況について、事務局から報告を求めます。

**事務局** 本日の傍聴者は1名でございます。

**佐藤会長** ありがとうございます。

それでは傍聴者が1名いらっしゃいましたので、非公開議題についての審査をいたします。本日の議題はお手元の次第にありますように4件あります。まず、事務局から非公開の扱いについて説明をお願いします。

**事務局** 審議会の会議は原則公開となっております。ただし、会長が三郷市情報公開条例第7条第1号から第8号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項、または会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じられると認められる事項と判断した場合は非公開とすることができるとしております。

事務局といたしましては、本日の議題について、すべて公開で問題ないと考えております。

**佐藤会長** ただいま、事務局から説明がありましたが、委員各位のご意見はありませんでしょうか。

ないようでしたら、事務局案のとおり、本日の議題はすべて公開といたします。

(傍聴者入場)

傍聴をされる方へご注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りしました「傍聴される方へのお願い」をお読みいただき、これを遵守してください。

遵守されない場合は退場していただく場合もありますのでご注意ください。

また、配布しました資料につきましては、終了時に回収することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議題に入りたいと思います。

議題（１）三郷市合併処理浄化槽転換整備事業補助金交付要綱（案）について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

それでは資料１及び１－２をご覧ください。

交付目的としましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽への転換整備事業に対し補助金を交付するということとございます。

ご承知のとおり河川、湖、海の汚染が社会的な問題となっており、その中で水質汚濁原因の７割といわれております生活排水の浄化を図るという目的とございます。生活排水のなかの汚濁物質量はＢＯＤという指標が最も一般的であります。１人１日あたり約４０グラム排出しており、水洗トイレの汚水が１３グラム、生活雑排水が２７グラムというような内訳になっております。

汚濁対策の切り札として、合併処理浄化槽の設置が重要になってきます。そういったことから単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するように浄化槽法が平成１２年に改正されております。

次に定義でございますが、これは交付要綱第２条の説明になります。

（１）として合併処理浄化槽、浄化槽法に規定する浄化槽であって、し尿と生活排水を併せて処理ができるものということとございます。（２）として単独処理浄化槽、し尿のみを処理できるものとございます。（３）としてくみ取り便槽、（４）の転換につきましては単独処理浄化槽及び、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ切替えることとしております。

次に交付対象地域、条件等でございますが、交付対象地域については、市街化調整区域内となっております。これについては、本来三郷市において、市内全域を下水道整備することとなっておりますが、計画目標年度までに下水道整備が困難と思われる市街化調整区域において、合併処理浄化槽への転換を促進することを目的とした制度となります。交付条件としては、対象地域内にある専用住宅において、既存単独処理浄化槽又はし尿汲取り便槽から１０人槽以下の合併処理浄化槽へと転換を行う場合のみを対象としています。

次に補助金の内容でございます。補助対象経費につきましては、５人槽が３３２，０００円、７人槽が４１４，０００円、１０人槽が５４８，０００円となっております。処分に要する経費につきましても、対象となりまして処分費の額と９０，０００円とを比較して少ない額となっております。配管工事に要する費用につきましても、配管工事費の額と１００，０００円とを比較して少ない額としております。三郷市の標準モデルとしては別紙に示してございます。補助事業の開始につきましては、平成２５年度からということと準備を進めているところでございます。以上です。

**佐藤会長**            ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対し、質問がありましたらお願いします。

                          ないようでしたら、私から質問いたします。資料1の1ページの項目3において「市街化調整区域内における専用住宅」とありますが、簡単に説明をお願いいたします。

**事務局**            市街化区域につきましては、下水道工事を進めている段階でございます。接続している区域及びこれから接続が予定する区域に下水道が整備されますと将来的には浄化槽が不要になります。そういった観点から、市街化調整区域に限定させていただいた制度でございます。

**佐藤会長**            分かりました。ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

**榎本委員**            下水道と合併処理浄化槽では、どのくらいの性能の違いがありますか。

**事務局**            一概には言えませんが、合併処理浄化槽の方が性能が良いという方もいらっしゃいます。下水道というのは公共のもので、配管を通じ浄化して河川に流すものであり、合併処理浄化槽は、各住宅ごとに公共水域に流すというものですので性能がそれぞれ違います。浄化槽全体に言えるのは維持管理が問題で、定期清掃・法定点検を怠ると著しく性能が劣るという可能性が高くなる場合がございます。

**佐藤会長**            ありがとうございます。榎本委員よろしいでしょうか。

**榎本委員**            はい。

**佐藤会長**            他にありませんでしょうか。ないようでしたら次の審議に進みます。  
議題（2）三郷市簡易専用水道管理指導要綱（案）について、事務局から説明をお願いします。

**事務局**            それでは資料2及び2-2をご覧ください。  
平成23年8月に「地域の自主性及び自立心を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により、水道法の一部が改正され、簡易専用水道に係る権限が県から市に移譲されることになり、それをもって平成25年4月1日から「三郷市簡易専用水道管理指導要綱」を制定し、今後管理・指導することとなりました。

                          要綱（案）を作成して、今月29日までパブリックコメントを実施しています。

今後は「簡易専用水道」の施設については、管理状況・点検状況について指導してまいります。

「簡易専用水道」について少しご説明いたしますと、飲料水を供給する施設でマンション・共同住宅の受水槽の容量が10トン以上のものをいいます。衛生面の管理として今後、受水槽の清掃・施設の点検整備・水質検査の実施を指導していくということになっております。以上です。

**佐藤会長**            ありがとうございました。

**事務局**            補足でございますが、現在パブリックコメントを実施中でございますが、今のところ1件もコメントをいただけていない状況も併せてご報告させていただきます。

**佐藤会長**            分かりました。先ほどの説明に関しまして、ご理解いただきたいと思います。それでは、この件に関しましてご質問等ありましたらお願いいたします。

**成川委員**            水道の圧力が高くなるので東京都などは、受水槽を廃止する方向で動いていると思うのですが、三郷市の今後の考えについてお聞かせ下さい。

**事務局**            水道部からの情報ですが、ただいま三郷市では3階建てまでは一般的に供給できるとしております。3階以上になります受水槽が必要というように伺っております。

**成川委員**            既存の3階までの建物については、維持をしていくのか行政で補助をして廃止という形にもっていくのか、どのような計画措置をとるのですか。

**事務局**            その件に関しましては、ご自身でやっていただくこととなります。例えば直圧式に変更するというのであれば、ご自身の費用でということになります。

**成川委員**            指導もせず個人判断に任せるといえることですか。

**事務局**            その通りでございます。ただし、ご相談等には対応いたします。

**佐藤委員**            よろしいでしょうか。

**成川委員**            はい。

**佐藤会長**            他にございますか。

**事務局** 補足事項としまして、簡易専用水道の管理ですが今まで保健所で対応していた機能を私どもが受け継ぐということでございまして、水道事業とは異なりますので、皆様のご認識をお願いいたします。

**佐藤会長** 分かりました。この事業は平成25年度からですか。

**事務局** そうでございます。

**佐藤会長** 他にご質問等ありましたらお受けします。新築で住宅を建てる場合で、簡易受水槽が必要ならば、市にご相談・指導を受けるという理解でよろしいですか。

**事務局** はい。

**佐藤会長** 他にございませんでしょうか。ないようなら次の審議に進みます。  
議題（3）三郷市環境基本計画後期計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは資料3及び3-2をご覧ください。  
資料3-2を中心にご説明いたします。これにつきましては、平成24年11月26日から12月25日まで意見募集をしております、期間中における意見提出状況ですが、インターネット2件・FAX4件・持参4件の合計10件ございました。

寄せられたご意見の項目別の内訳は、第1章から第6章のうち第2章に1件・第3章に1件・第4章に6件・第5章に2件の合計10件でございます。

これらの意見の概要と市の考え方をご説明しますと、整理番号1番としまして資料3の47ページ、省エネルギー対策の推進につきまして、「省エネルギーに資する製品の購入に対して、三郷市が補助を行うことにより推進を図る」併せてLED照明等省エネルギー製品に対して、三郷市は一定の補助をするという内容を追加してくださいというご意見でございます。これに対して新エネルギー導入の推進というなかに「公共施設や民間の施設、住宅等の照明器具について、省エネ型の電球型蛍光灯やLED電球、省エネ家電の設置・普及に努めます」という表現がございます。このなかで、ご意見の部分も含まれるということをご理解いただきたいと思います。

また、これに基づきます具体的な事業としましては「太陽光発電システム等導入促進事業補助金」で今現在LED照明の補助もしており、継続も考えております。

次に整理番号2で同じく省エネルギー対策の推進につきまして、「公共施



設においてライフサイクルコストの考え方に基づき、適切な保全計画を立案し、施設の長寿命化に努めるとともに、省エネルギー化を進めます」について期限を明確に設け明記することが必要ではないかというご意見でございます。これに対しては「計画立案に期限を設ける」ことについて今後、保全計画を立案する際に、ご提案の内容も含めて検討していきたいと思っております。

次に整理番号3、8ページの水辺環境で「後背湿地は自然堤防に挟まれた地域で、市の中央を南北に長く発達しています」について意味不明瞭であるというご意見です。これに対して「後背湿地は、自然堤防に挟まれた地域で、市の中央部において、南北に長く形成されています」に訂正したいと思っております。

次に整理番号4、37ページ的生活環境の中で下水道の整備に伴う特有の臭気の問題にふれていないというご意見でございます。これに対しては、「下水道の整備に伴う臭気」については、終末処理場とありますが、中川下水道処理センターから発生する臭気であれば、管理者である埼玉県に連絡をして参りたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと考えております。

次に整理番号5、40ページのごみのポイ捨て、不法投棄の防止で「市民組織によるパトロール」は形式だけのものにせず、有効な連絡方法を確立し推進してほしいというご意見です。これに対して現在の組織であります環境美化推進員と効果的な連絡方法を共有することにより、連携を図っていきませんが今後も運用の中で検討していきたいと思っております。

次に整理番号6、55ページ、市民の環境配慮指針で「冷暖房機やテレビ等の利用をできるだけ自粛しましょう」について市民のみの配慮指針であり行政が深く入り過ぎているので削除すべきであるというご意見です。これに対して市民の環境配慮指針については、市民の皆様が各場面、状況に応じて自主的に環境配慮に資する行動を実施していただくためのガイドラインで、行政から行動に規制や強制をかけるものではありません。この考え方に基づき同内容のような省エネ行動を市民の皆様に心がけていただくことは重要だと考えていますので、記載はこのままとしたいと考えます。

次に整理番号7、32ページの地球環境の低炭素社会を構築しようというところで、民生家庭部門に有効な温暖化対策として「省エネルギー機器の普及」を追記していただきたいというご意見です。これに対して省エネルギーの活動や省エネルギー機器の導入を促進します。さらに、太陽光・太陽熱・風力などの新エネルギーの導入を推進していくとともに、環境に配慮した交通の推進、環境に配慮した事業活動・産業の促進を図っていきます」に修正いたします。

次に整理番号8、55ページで事業者の配慮指針でございます。「雨水利用施設や太陽光発電システム等の省エネ設備を導入しましょう」について、エネルギー変換効率の高い「太陽熱利用システム」を追記していただきたいというご意見です。これに対しては追記をしたいと思っております。

次に整理番号9、37ページ、大気の保全と整理番号10、47ページ、新エネルギー導入の推進ですが、「低公害型車両」及び「低公害車」を「次世代自動車」として統一を図っていただきたいという同じ意見内容になっております。これに対しては、電気自動車等の次世代自動車などを念頭においた記述としていますが、近年、従来のガソリン車においても排ガス性能・燃費性能の向上が図られており、それらについては「次世代自動車」という位置づけではなく、「低公害車」という表現が適切であると考えます。これらを勘案し、ご提案いただいた内容を考慮し、「電気自動車等のいわゆる次世代自動車や一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車（低公害車等）」という記載に変更したいと思います。

次に審議委員様からも、ご意見いただいております。飯倉委員から直接お話しいただければと思うのですがよろしいですか。

#### **飯倉委員**

数量化することが各所で図られてきております。危険でないことを示す安全の度合いを数量化する、また不安でないことを示す安心の数量化をするという取組により、安心・安全な生活環境の確保、安心・安全なまちづくりにつながっていくと思っております。

例えば、危険を除去し除去した箇所や量を明らかにすること、また不安に感じていることを払拭していくことが安心への手段と考えれば数量化の可能性があるのでという私の提案でございます。

#### **佐藤会長**

ただいま飯倉委員からの提案について、事務局側から何かございますでしょうか。

#### **事務局**

飯倉委員からのご指摘のとおり、3.11以降、環境問題については計画案1ページの「計画の策定の背景」や31ページ「取り組み方針」の中でも触れさせていただいているように、新たに様々な課題に対応していかなければならず、特に市民の皆様が安心して生活していくための、関連する調査や情報の提供については、重要な取り組み事業になると考えます。

平成23年3月に東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の飛散は、約200km離れた三郷市にまで及びました。特に三郷市は、埼玉県内では空間線量率が最も高い値を示す地域に該当しており、この状況に対応すべく、平成24年6月に「三郷市除染実施計画」を策定し、同計画に基づき、測定・結果の公表を行っているところです。

この中では、目標として「事故由来の放射線物質による追加被ばく線量を長期的に年間で1ミリシーベルト以下にすることを目指します」と掲げており、ご提案を受け同内容に即した数値目標を三郷市環境基本計画においても「環境施策の柱2、健康で暮らしやすいまちの実現をめざして」の中にある「新たな有害物質の排出・影響を防ごう」の項目の位置付け、すでに記載済

みの施策「環境中の放射性物質に関する状況把握と適正な対処に努めます」と連動した環境施策として、三郷市除染実施計画と連携した取り組みを展開していきたいと考えます。

引き続き審議委員様からのご意見です。

「福島原発の事故を受けて」風評被害の被災地とも考えられる中で、国に復興予算を要望してくださいというご意見です。

次に44ページ「快適で安全な道路空間の確保」にあって、流山新橋と都市軸道路の早期完成を働きかけていただきたい。都市軸道路ができることにより快適で安全な道路空間の確保ができるとういうご意見です。

次に46ページ「計画的なまちづくりの推進の中で良質な開発への誘導、地域の特性を活かしたまちづくり」について、費用をかけないスマート区画整理による実施の提案です。

これらのご提案については、個別具体的な内容となりますので今回の基本計画には記載させていただきませんが、市の各担当課にご提案の内容を連絡するとともに、今後の施策の参考とさせていただければと思います。

**佐藤会長**

ただいま三郷市環境基本計画後期計画のパブリックコメントに寄せられた意見に対しての、市の考えを説明いたしました。これら全体について質問等あればお願いします。

**堀田委員**

先ほど飯倉委員からもご指摘があった点ですが、環境中の放射性物質の問題については皆さんの関心も高く、三郷市においても下水道事業の汚泥、浄水場の水質、廃棄物処理の焼却灰等、なかなか処理の方針が十分に定まらない問題だと思います。基本計画ですので、それぞれについて個別具体策を記載すべきであるということにはならないかも知れないのですが、関連した計画がどのように策定されて、基本計画との関係がどのようになっているのかということについては市民が一番知りたいところではないかと思います。

ただいまご説明いただいた中では、三郷市の除染実施計画との関連に関しては記載されると伺いましたが、その他の件に関しましても記載していただければ良いのではと感じました。

**佐藤会長**

ありがとうございます。堀田委員の提案について他の課との関連もあるでしょうが事務局から何かありますか。

**事務局**

今いただいたご意見を参考にさせていただいて、基本計画の中に直接入れるのか、最後にご意見に対してお答えするような形にするのかを検討していきたいと思います。

**佐藤会長**

ありがとうございます。他にございますか。ないようでしたら次に進みます。

す。

議題（４）三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

## 事務局

資料４及び４－２をご覧ください。

資料４－２を中心にご説明いたします。環境基本計画同様に平成２４年１月２６日から１２月２５日までパブリックコメントを実施いたしました。

意見の提出状況は６件、すべてインターネットからでございます。寄せられたご意見の項目別はすべて第３章ごみ処理基本計画でございます。

続きまして、意見の概要と市の考え方ですが、資料４「一般廃棄物処理基本計画」も併せてご覧ください。

整理番号１、４４ページ資源物リサイクル推進の事業系ごみの意見で、事業系ごみでは「もえるごみ」へのペットボトルが多く混入しており、今後の課題の一つと言えます」とあるが、かかる事業系ごみについては収集拒否等の強い権限で、リサイクルを推進するという内容に変更するべきであるというご意見です。これに対し、もえるごみについては、周辺５市１町が構成する東埼玉資源環境組合において、受入・焼却処理しているため、三郷市として受け入れの拒否等の直接的な対応はできませんが、市として、事業系一般廃棄物の資源化については推進していきます。なお、提案内容のような個別具体的な施策については今回の基本計画に記載することはありませんが、今後の施策において参考とさせていただきます。

次に整理番号２、４６ページ目標の設定について、目標年度は「平成３４年度」とあるが、１０年先の廃棄物の状況が明確にならないと考えることから、最低限５年先である「平成２９年度」を目標とすべきであるというご意見です。これに対しては、計画の目標年次については１０年後の「平成３４年度」となりますが、中間年度である「平成２９年度」に中間評価を実施してまいります。

次に整理番号３、４８ページ処理計画の施策の内容について、市内で営業する法人との連携についても計画に反映するべきである。具体的には「市内で営業する家電量販店については、資源化可能な電池等の収集を義務づける」というご意見です。これに対して、提案内容のような個別具体的な施策については今回の基本計画に記載することはありませんが、すでに電池等を回収している家電量販店もあり、家電リサイクル法の施行状況を見るとともに、今後の施策において参考とさせていただきます。

次に整理番号４、４３ページ事業系ごみリサイクルの促進で「効率的にリサイクルが進めることが期待・・・」の部分で、表現が適切でないというご意見です。これに対しては、ご指摘のとおり訂正します。

次に整理番号５、５４ページ高齢者や障害者に対する、戸別収集は、一定のルールを設け、無料収集することが望ましい。しかし、ステーション収集

のままの有料化には反対である。有料にするならば戸別収集とセットで考えるべきであるというご意見です。これに対しては、高齢者や障害者に対する戸別収集には問題点があることから関係各課と研究してまいります。高齢者に対するごみ出し支援につきましては、長寿いきがい課で、ごみ収集につきましてはクリーンライフ課で対応するというような形になりますので、クリーンライフ課として戸別収集を実施する予定はありませんと表記させていただきました。また、有料化については東埼玉資源環境組合を構成する他市町との連携が必要となるため、現時点では実施は困難と思われ、戸別収集についても同様と考えます。

次に整理番号6、55ページで、集団資源回収の対象品目拡大は賛成である。集団資源回収に対し行政側も市民に対し積極的に発信すべきであるという意見です。これに対して、提案内容のような個別具体的な施策については今回の基本計画に記載することはありませんが、今後の施策において参考とさせていただきます。

パブリックコメントに寄せられた意見に関しては以上となります。

続きまして審議委員のご意見に対しての説明をいたします。

79ページ、合併処理浄化槽設置にあたり、助成金以外の個人負担の金額はどのくらいかという意見です。こちらにつきましては、杉橋からも説明があったとおり、転換に要する費用につきましては、各業者によって異なりますが、おおよその基準額として5人槽で設置費用の自己負担額が498,000円、補助額が332,000円、処分費用の自己負担額が10,000円、補助額が90,000円、配管費用の自己負担額が100,000円、補助額が100,000円、合計自己負担額608,000円、補助額522,000円となります。設置費用については、国の循環型社会形成推進交付金によって定められた基準額となっており、これを基にして補助額が決まっております。

次に、再資源化施設の建設について、どこにどのくらいの規模でいつ作るのかという質問です。こちらにつきましては、将来的に建設することを目標にしておりますので現在未定とさせていただきます。

次に、減量目標について、原単位の10%削減について達成可能なのかというご意見です。ご指摘いただきました減量目標については、実現可能な実効性のある目標値への変更を再度検討しているところでございます。目標及び目標の指標自体の変更もふまえた上で、現在あたらしい目標値を考えているところです。以上となります。

## 佐藤会長

ありがとうございました。三郷市一般廃棄物処理基本計画（案）についてもパブリックコメントに多数のご意見をいただき皆様の意識の高さが伺えると考えられます。ただいまの説明に対し、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

**事務局** 補足として説明いたします。合併処理浄化槽の自己負担額の件ですが、モデルケースでありますので、資料1の別紙を参考にさせていただいたほうが理解しやすいかと思えます。

**佐藤会長** こちらは、あくまでも循環型社会形成推進交付金によって定められた金額ということですが、多少なり前後することはあるのですか。

**事務局** メーカーの施工状況によっては、値引きなども発生する場合がございますので、こちらは、あくまでもモデルケースということになります。

**佐藤会長** ありがとうございます。他にありませんでしょうか。

**野中委員** 46ページの減量目標で、原単位の10%削減達成可能性について事務局からのご説明の中で、実現可能な実効性のある目標値への変更を検討中ということですが、開発や人口増加の事由もあり、10年間で10%削減を目指すのは現実問題、厳しいと思うのですがいかがでしょうか。

**佐藤会長** 事務局いかがでしょうか。

**事務局** 目標年次において10%減、627グラムという数値を立たせていただきましたが実現の可能性はあるのかということで、野中委員のおっしゃる通りでございます。

実際、燃えるごみの中の資源物を資源古紙に振り替えるという措置をとったとしても、もう1つの目標である資源化率目標の数値に変化はなく、三郷市としては、燃えるごみの発生量を減らすということにシフトしていくことも念頭に置き新しい指標や目標について考えているところでございます。5市1町で共通の部分もあり兼ね合いもございますので、いちばん良い数値を目指し最適な目標について考えていきたいと思えます。

**佐藤会長** ありがとうございます。この市の考え方につきましても、実現可能な数値目標を平成29年度、平成34年度に情報を得て変えていく、ただし出来るだけいい数値に持っていくという方向で取り組んでいくと考えて良いと思えます。

他にございませんでしょうか。

**堀田委員** 先ほど追加でご説明いただいた合併処理浄化槽設置における自己負担の割合について、一般廃棄物般廃棄物処理基本計画の79ページに整備推進計画の表があり、この自己負担額の水準であれば合併浄化槽に転換するであろう

という推計がされていますが、この割合の考え方については全国的な転換率を参考にしたのか、他の理由で決めたのか教えていただけますでしょうか。

**事務局**

現在の汲取り便槽から水洗式に変えたいと考えていることが前提になっており、合併処理浄化槽への転換を勧めております。全額個人負担も困難でしょうから、一定の性能をもったものに対して、市も県も補助金を出して支援しますというのが、この計画の主旨になっておりますので、補助金を出したら何人の人が転換し未処理人口が減少するのかは予測不能でございます。

目標年度の10年後には、し尿汲取り便槽はなくなって欲しいということで、このような表の内容でございます。ご了解いただきたいと思います。

**堀田委員**

ありがとうございます。政策効果を予測して、この数値が出てきたのではなく、目標としたいという解釈でよろしいですね。

環境基本計画37ページでは生活排水処理率の数値目標が平成27年度で90%とあり、一般廃棄物処理基本計画79ページでは数値目標が平成29年度で85.1%と逆に下がっております。このふたつの推計が一致しているべきではないのかということが気になったのですが、いかがですか。

**佐藤委員**

ただいまのご意見に対して、いかがでしょうか。

**事務局**

こちらに関しましては完全に見落とししておりましたので、再度対応させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

**佐藤会長**

その件に関しましては、ご検討いただくということでお願いしたいと思います。

他にございませんでしょうか。

それでは、(3)三郷市環境基本計画後期計画と(4)三郷市一般廃棄物処理基本計画について、要望事項、改正すべきもの、検討すべきもの等ございましたが、これらについて答申をしたいと思います。

**事務局**

これらの件に関しましては、いろいろとご指摘をいただきましたので、来月に再度、審議会を開きたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

**佐藤会長**

ただいま事務局の方から、再度、審議会を開催という意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

多くの意見が出され、更に審議が必要であるため、次回の審議会において引き続き審議を行います。

質問等がないようでしたら、以上で本日の審議を終了いたします。

傍聴者の方は、全ての審議事項が終了いたしましたので、ご退席をお願い

いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました審議事項はすべて終了いたしましたので、議長の職をおろさせていただきます。

皆様のご協力に感謝申し上げます。

## 事務局

引き続き、報告事項が2件ございますので、事務局より一括して説明をさせていただきます、ご質問がありましたらその後にお問い合わせしたいと思います。それでは、順次説明いたします。

## 5. 報 告

---

### 事務局

#### 【報告1】

第2次三郷市地球温暖化対策実行計画の施行について

#### 【報告2】

台所排水を改善する一斉取組みの実施について

(報告のみのため、説明は省略)

ただいま報告事項の2件につき説明をさせていただきましたが、質問がありましたらお願いします。

ないようですので、以上でその他報告事項を終了いたします。ありがとうございました。皆様のご協力により本日の議題がスムーズに進行できましたことを感謝申し上げます。

それでは、閉会にあたりまして、太田副会長から閉会のごあいさつをお願いします。

## 6. 閉 会

---

### 太田副会長

みなさま、お疲れ様でした。本日は年明けのお忙しい中、また先日の雪の影響でお足もとの悪い中、お集まりいただきましてありがとうございました。みなさまの貴重なご意見・ご指摘・ご協力をおもちまして本日の議題4項目すべて終了することができました。

これをおもちまして平成24年度第2回三郷市環境審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。